

令和4年度 第1回 江戸川区地域自立支援協議会 次 第

令和4年7月7日(木)
午後1時30分～3時
グリーンパレス 高砂・羽衣

1 開 会

2 新委員委嘱および紹介

3 事務局紹介

4 議 事

(1) 令和4年度江戸川区地域自立支援協議会について

(2) 取り組みテーマに関する情報共有

(3) 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児
福祉計画の中間報告について

(4) 情報共有・その他

5 閉 会

【配付資料一覧】

- ・ 令和4年度第1回江戸川区地域自立支援協議会 次第
- ・ 資料1 令和4年度江戸川区地域自立支援協議会について
- ・ 資料2 障害者の権利条例の制定について
- ・ 資料3 障害者の権利条例に関する委員意見
- ・ 資料4 「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例(障害者の権利条例)の整備について
- ・ 資料5 第6期江戸川区障害福祉計画・第2期江戸川区障害児福祉計画の成果目標実績報告
- ・ 資料6 第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画策定のための基礎調査
- ・ 資料7 令和3年度江戸川区障害者虐待対応状況
- ・ 資料8 令和4年度障害者福祉施策の概要
- ・ 資料9 令和4年度精神保健対策の概要
- ・ 資料10 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 資料11 障害者災害時支援バンダナ

令和4年度江戸川区地域自立支援協議会について

資料 1

1 開催概要

(1) 開催時間・曜日

平日（木曜日）午後での開催を基本とする。

毎回の協議会にて、次回日程を決定。

(2) 開催日程

年3回の開催を予定。

【日程（予定）】

- ・第1回：令和4年7月7日（本日）
- ・第2回：令和4年11月10日（木）
- ・第3回：令和5年2月頃

(3) 令和4年度の主な内容

引き続き、共通理解の醸成を目的とし、下記内容を中心に実施。

年間取り組みテーマについての意見交換
障害者福祉関連の情報共有
障害者差別に関する相談困難事例の紹介と意見聴取

上記以外の内容については、必要に応じて適宜実施。

2 取り組みテーマについて(事務局案)

「障害者の理解について」

(1) 提案理由

- ・差別解消、虐待防止については、昨年度「権利擁護啓発カード」を作成し、配付しました。
- ・障害者の権利条例では、委員の皆様には令和3年度第3回地域自立支援協議会（書面開催）の中で、「（仮称）障害者の権利条例」の整備について、ご意見をいただきました。

(2) 進め方

- ・「（仮称）障害者の権利条例」に関する意見交換
- ・障害者の権利条例のパブリックコメント（意見募集）の報告
- ・障害者週間（12/3～9）において、障害者について関心と理解を深める取り組み

【今回のテーマ】

第1回協議会では、委員の皆様において「障害者の理解」について、それぞれの立場からご意見をいただき、情報共有を図りたい。

障害者の権利条例の制定について

1 目的

障害のある人もない人も、誰もが自分らしく生きる権利を生まれながらに持っており、「ともに生きるまちを目指す条例」の考えのもとに、障害者の持つ権利について、区民、関係機関及び江戸川区の役割を明らかにし、お互いを理解し共に認め、支え合う共生社会の実現を目指すことを目的とします。

2 令和3年度第3回地域自立支援協議会での協議会委員の主な意見（抜粋）

- ・ 障害者の権利に関する意思を形にして発信することは、良い取り組みである。
- ・ 支え手側と受け手側に分かれることなく、相互理解し支え合うことが大切。
- ・ 親亡き後の暮らしていける場所が心配であり、相談できる窓口があればいい。
- ・ 誰でもわかりやすい表現にするべき。
- ・ 各世代間で障害者に対する意識の差があるため、世代に応じた方策で進めていくことが重要であると考える。
- ・ この条例が活かしたものになるよう、関係機関でも学ぶ機会を作れるといい。

全般	
1	障害者の一人ひとり個別的、多岐にわたる配慮が実際に問われるが、共に支える側にも周知や理解が必要だと思う。
2	骨子（案）は端的にまとまってわかりやすい。
3	支え手側と受け手側に分かれることなく、相互理解をし支え合うことが大切であると思う。
4	このような条例はなくても、生活しやすい町になっていくようになれば、そのための第1歩として、とても良いことだと思う。
5	前文を読むと本当に心強いと感じた。
6	障害者本人の立場になってみると、自分らしく生きる心の声は、どうしたら届くのだろうかと不安になる。
7	障害者の持つ能力・個性は、家庭と通所先とその関係者等での気づきで見つけてくれると感じます。そして支援につながっていけるといい。それが自分らしく障害者が生きる権利につながると思う。
8	この街で一生暮らすことができるか心配である。
9	グループホーム等へ入れる人は限られており、個性のある人は難しいのが現状です。そのようなことが話し合えることこそ、本当のともに安心して障害者の暮らせる権利になるのでは。
10	親なき後の暮らしていける場所が心配であり、そんなことを相談してもらえる窓口（専門的に話せる人）があればいい。
11	障害者と家族のがんばりに任せるのではなく、障害者の平等な社会参加は社会と国家の責任の時代に……。障害者と家族は普通の努力とがんばりで十分かと……。それ以降の支援が必要であれば、国と社会全体が担うことかと思う。
12	条例が障害者本人を真ん中に囲んで歩いていくイメージであってほしい。
13	江戸川区として障害者の権利に関する意思を形にして発信することはとてもよい取り組みだと思う。
14	誰でもわかりやすい表現にすべき。
15	「ともに暮らす」と理念上は理解できるが、心理的に、障害者に対する社会的包摂、実際に推進していくことに対して、具体的なロードマップを定めることが必要では。
16	各世代間で障害者に対する意識の差があるため、世代に応じた方策で進めていくことが重要である。
17	心のバリアフリーに向けて、社協の窓口に来る方や各障害者関連の関係者や当事者の意見を踏まえて、組み立てて広めていくことが必要と考える。
前文	
18	障害のある人が、安心した生活を送るため・・・とあるが、本人が望む生活は知的障害者だけでなく、区民誰もが同じではないでしょうか。
19	障害者施策に関しても、こうして形にしていく姿勢は大変すばらしい。民間も一緒に頑張っていこうという気になる。
20	共生社会の未来に向けた取り組みは素晴らしいと思う。
21	この条例が活きたものになるよう、関係機関でも学ぶ機会を作れるといい。
22	学ぶだけでなく、いろいろな方々の対話が広がることも大事である。そのための仕掛けを考えていけるといいと思う。

	条例の目的
23	「ケアラー」という言葉が気になる。家族や身近な人は無償で本人の見守りや介護などを行うことを指すようですが、家族兄弟が世話をするのは当たり前だということでしょうか。本人が成人を超えても、親が高齢になってもと考えると「ケアラー」という言葉に違和感を覚える。
24	「関係機関」とは支援機関を指すのでしょうか。
25	「共に支え合う」とは、本人を支える人たちだけが共にということなのか。
	障害者の持つ権利
26	本人が望む人生を送る権利として、本人が何を望んでいるかは大切なことだと思う。
	役割
27	実際どのようなこと、活動、施策等があるのか、また必要なのかを今後に向けて明記できると一層わかりやすい。
	ケアラーの役割
28	「障害の持つ権利を守る人」とは、守るのはケアラーだけなのか。
	関係機関の役割
29	ケアラーとは、介護者（家族等）と支援者（専門家）等の両方を意味しているのか。文面からわかりづらい。
30	相談支援機関を中心に、関係者会議等を行っていく仕組みがアップデートしていけると記されていることがクリアできると感じた。
31	「合理的配慮に努める」の部分では、合理的配慮は申し出や法的規制に対応するだけでなく、意思決定支援としてわかりやすい情報の提供や選択肢を設けることなども進めていく必要があり、「合理的配慮を推進する」とした方が区の決意が明確になると思う。
	区役所の役割
32	「障害者や関係者から意見を聞く」とあるが、聞くだけでなく問題があれば解決に解決して下さること期待している。

「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例(障害者の権利条例)の整備について

(仮称)だれもが自分らしく暮らせるまち条例案の骨子案

「ともに生きるまちを目指す条例」とは？

- ・区を目指す共生社会の理念を規定する条例（令和3年7月1日施行）
- ・2100年を到達年に設定し、区の責務や区民・事業者の役割を規定
- ・施策等の実施にはこの条例を最大限尊重することとされた

ともに生きるまちを目指す条例 前文

ともに生きる。私たちは一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

人々とともに生きる。

このまちには、0歳から100歳以上の入まで様々な年齢の人たちが暮らしています。

その中には、障害のある人や外国籍の人などいます。一人ひとりの「ちがいが」尊重されることが、まちづくりの源なのだ、私たちは考えます。

社会とともに生きる。

このまちでは、一人ひとりの立場や置かれている状況がちがう人が集い、学び、働き、遊び、活動しています。ともに力を合わせる大切なのだ、私たちは考えます。

経済とともに生きる。

このまちで活動する事業者は、大切な区民の一人です。地域に力を与えてくれる存在なのだ、私たちは考えます。

環境とともに生きる。

海抜ゼロメートル地帯であるがゆえの災害の危険性を受け入れ、大規模な水害や巨大地震などが起きては、一人取り残さないことが大切なのだ、私たちは考えます。

未来とともに生きる。

世界中の人が、より良い未来を創るために活動を始めています。それらを学びながら先頭に立って走り続けたい、私たちは考えます。

今日生まれた子どもたちが2100年になって生活しているこのまちを、夢と希望に満ちあふれたものにした。私たちはその実現に向けて全力を尽くすことをここに誓い、2021年、この条例を制定します。



○前文

- ・私たちのまちには、からだや心に障害がある人、さまざまな状況や状態の人がいる。
- ・だれもが自分らしく生きる権利を生まれながらに持っている。
- ・社会の中には、物や心の「かべ」があり、障害のある人が障害のない人と同じように、当たり前前に暮らせない現状がある。
- ・障害を理由として、傷つく言葉を言ったり、つらい思いをさせると、地域で安心した生活を送ることができない。まわりの人がそのことを知りながら、助けないことも同じである。
- ・だれもが地域社会の一員として、抱える悩みに気づき、それぞれの「ちがいを認め、理解し支え合うことが大切である。
- ・障害を気にすることなく、自分らしく暮らせるまちは、子どもや熟年者、外国の人、けがや病気の人など、誰もが住みやすいまちになる。
- ・「障害者の権利に関する条約」、「ともに生きるまちを目指す条例」の考えをもとに、だれもが安心して自分らしく暮らせるまちを目指す。

○条例の目的

障害のある人もない人も、自分らしく暮らせるまちにするため、区民、関係機関及び区の役割を明らかにし、お互いを理解し、支え合うことを目指す。

○大切な権利

- 1 自分の意見や考えを表す機会が確保され、その意見や考えが大切されること
- 2 他人との違いを認められ、自分らしくいられること
- 3 社会に参加することができ、個人の能力や個性を発揮する機会が確保されること
- 4 障害を理由とした差別、虐待など、ひどい扱いを受けないこと
- 5 社会的障壁を無くすため、合理的配慮がされること
- 6 福祉サービスなどの必要な支援を受けられること

○区民の役割

- ・障害のある人もない人も、だれもが地域社会の一員として、お互いを理解し支え合い、障害者の権利を守るよう努める。
- ・支援者の置かれている状況や支援の必要性を理解し、孤立しないよう配慮するよう努める。
- ・障害者の権利を守るための活動に対して、必要な支援を受けることができる。

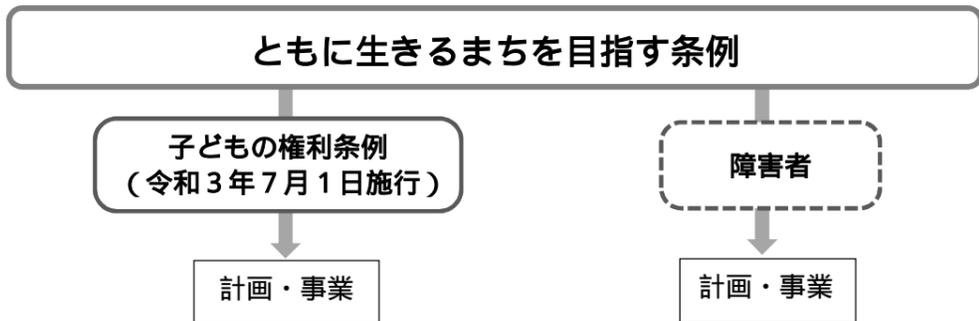
○関係機関の役割

- ・障害者の持っている能力、個性を活かす支援を行い、障害者の権利を守るよう努める。
- ・合理的配慮を行うよう努める。
- ・支援者が、孤立することのないように配慮し、必要な支援を行うよう努める。
- ・関係機関は、障害者の権利を守るため、必要な支援を受けることができる。

○区の役割

- ・障害者の権利を守るための施策を計画的に行う。

「ともに生きるまちを目指す条例」の関連条例について



「ともに生きるまちを目指す条例」の理念を踏まえ、障害者の持つ権利と区民、支援者、関係機関、区の役割などを明らかにする条例を作成する。

QRコード



第 6 期江戸川区障害福祉計画・第 2 期江戸川区障害児福祉計画の

成果目標 実績報告

成果目標(1) 福祉施設から一般就労への移行等

(ア) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

令和 5 年度(2023 年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績(115 人)の 1.27 倍以上とすることを目標とした。

令和元年度末 (2019 年度末) (実績値)	第 6 期	
	令和 3 年度末 (2021 年度末) (実績値)	令和 5 年度末 (2023 年度末) (目標値)
115 人	97 人	148 人

(イ) 就労定着支援事業の利用者数

令和 5 年度(2023 年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した方のうち 7 割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とした。

第 6 期	
令和 3 年度末 (2021 年度末) (実績値)	令和 5 年度末 (2023 年度末) (目標値)
27 人/97 人 7 割以下	7 割以上

(ウ) 就労定着支援事業の就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを目標とした。

第 6 期	
令和 3 年度末 (2021 年度末) (実績値)	令和 5 年度末 (2023 年度末) (目標値)
5 施設 / 9 施設 7 割以下	7 割以上

福祉施設から一般就労への移行者数の令和 3 年度の実績が 97 人であった。新型コロナウイルス感染症の影響により、就労移行者が減少した。

成果目標（２） 福祉施設の入所者の地域生活への移行

（ア）福祉施設の入所者数

令和元年度(2019年度)末の福祉施設入所者数は422人でした。待機者数は増加しており、それに伴い福祉施設入所者も増えています。入所施設の待機者は、令和4年(2022年)6月1日現在、身体障害の方は22人、知的障害の方は86人です。

令和5年度(2023年度)末の福祉施設入所者数439人を目標とした。今後も引き続き、本人や保護者の意向を考慮し、グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要とされる方を支援します。

令和元年度 (2019年度)末 (実績値)	第6期	
	令和3年度 (2021年度)末 (実績値)	令和5年度 (2023年度)末 (目標値)
422人	440人	439人

（イ）地域生活への移行者数

令和元年度(2019年度)末の福祉施設入所者422人のうち、ご本人の状態により、グループホーム等への移行が可能と思われる方が10人います。その10人の方を令和5年度(2023年度)末までに地域生活へ移行することを目標とした。本人や保護者の意向を考慮し、入所施設等の事業者と協力してグループホーム等への移行支援を行います。

第6期	
令和3年度 (2021年度)末 (実績値)	令和5年度 (2023年度)末までに (目標値)
7人	10人

令和3年度末までに自宅またはグループホームへ7人の地域移行を行った。高齢化、重度化は進んでおり、地域移行が困難な方が増えている。

成果目標（３） 精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針で示されている目標値については、都道府県にて定めることとされておりますが、区では国や都と連携を取り、目標を定めて各種サービスの充実等により、引き続き、入院中の精神障害者の地域移行の促進に努めていきます。

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、年2回開催しています。

内容として、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてはもちろんのこと措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。

精神障害者の各サービスの目標値

	参考		
	令和元年度 (2019年度) (実績値)	令和2年度 (2020年度) (実績値)	令和3年度 (2021年度) (実績値)
地域移行支援	45人	32人	30人
地域定着支援	93人	99人	99人
共同生活援助	137人	232人	278人
自立生活援助	38人	109人	90人

第6期
令和5年度 (2023年度) (目標値)
16人
70人
195人
83人

地域移行支援については、コロナ禍で病院内の面会ができない等の影響で、実績は停滞しています。その他の支援の実績は増えており、全体として、地域生活への移行と地域生活への定着が促進されていることがわかります。

成果目標(4) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標とした。

今後も引き続き相談支援事業所との連携強化を推進していきます。

成果目標(5) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

障害のある方の地域生活を支えるにあたり、令和5年度(2023年度)末までに既存の相談窓口等の機能や施設を生かし、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とした。

令和3年度に関係機関と連携し、課題を共有しました。また、夜間・休日にも対応する障害者虐待SOS電話を設置しました。

成果目標(6) 障害児支援の提供体制の整備等

(ア) 児童発達支援センターの設置

国では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本としています。

令和2年(2020年)4月1日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設し、令和4年(2022年)4月1日に「篠崎児童発達支援センター」を開設しました。

(イ) 保育所等訪問支援の充実

国では、令和5年度(2023年度)末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

令和2年(2020年)4月1日に児童発達支援センターとして「発達相談・支援センター」を開設し、令和4年(2022年)4月1日に「篠崎児童発達支援センター」を開設しました。

(ウ) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

国では、令和5年度(2023年度)末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本としています。

令和3年度(2021年度)末現在、区内に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は5ヵ所あり、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は2ヵ所あります。

(エ) 医療的ケア児支援の関係機関協議の場の設置と医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国では、令和5年度(2023年度)末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

医療的ケア児の支援に関し、実際に支援を行っている関係部署と連携し、令和2年度(2020年度)に保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置しました。

成果目標(7) 障害福祉サービス等の質の向上

サービス等の質を向上させるための取り組みとして行っている障害福祉サービス事業者に対する集団指導・個別指導及び相談支援専門員に必要な知識の習得や事例研究による課題解決能力の向上を目標とした人材育成のためのブラッシュアップ研修を継続することを目標とした。

令和3年度(2021年度)について、ブラッシュアップ研修を9回実施して604人が受講しました。

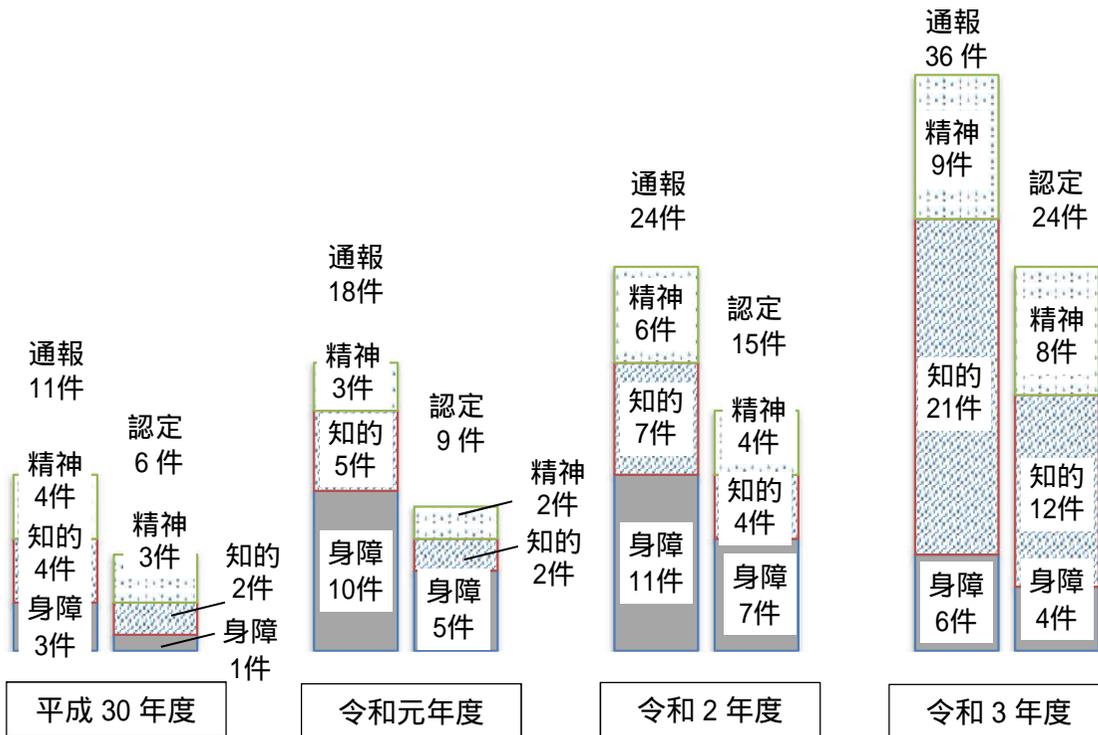
第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画
策定のための基礎調査

- 1 調査目的 令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画」の策定にあたり、障害当事者の実態や障害福祉サービス等に対する意向等を把握する
- 2 業者選定 公募型プロポーザルで7月下旬に決定
- 3 調査期間 令和4年10月中旬～11月上旬
- 4 調査対象 江戸川区民 障害者（児） 1,500名
- 5 調査方法 無作為抽出した区民の障害者（児）に調査票を郵送
- 6 調査報告 回収した調査票より、回答を集計・分析をしたうえで報告書を作成

令和 3 年度 江戸川区の障害者虐待対応状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」平成 24 年 10 月施行

1 虐待の受理状況



2 虐待の内容別件数

虐待ありと判断したケースのみ<複数該当あり>

身体的虐待(暴力)がもっとも多く、放棄・放任、心理的(暴言等)虐待を重複して受けているケースもある。

	身体的	放棄・放任	心理的	経済的	性的
3 年度	12	3	9	2	0
2 年度	10	4	7	4	1

(件)

3 通報・相談件数

(件)

	本人	虐待者	家族	近隣	医療機関	民生委員	施設事業所	行政	警察	その他	合計
3年度	7	0	0	1	2	0	14	3	1	8	36
2年度	2	0	4	0	1	0	12	4	1	0	24

サービス提供事業者、家族など、本人と直接かかわる人からの通報が多い。その他は、計画相談事業者、熟年相談室からの情報提供である。

4 虐待者 虐待ありと判断したケースのみ <複数該当あり>

(人)

虐待者	配偶者	父母	子	兄弟	継父母	同居人	施設事業所従事者	勤務先上司・同僚	その他	合計
3年度	3	10	0	4	0	1	5	0	1	24
2年度	2	5	1	3	0	0	3	1	0	15

障害者虐待は、養護者(家族)によるものが大半であるが、施設事業所従事者による虐待は、被虐待者5人全てが知的障害者である。

5 被虐待者の性別・年齢構成 虐待ありと判断したケースのみ

年代		男性	女性	合計
18歳未満	3年度	0	0	0
	2年度	1	0	1
18歳～29歳	3年度	1	2	3
	2年度	0	3	3
30歳～39歳	3年度	1	3	4
	2年度	0	2	2
40歳～49歳	3年度	3	2	5
	2年度	3	2	5
50歳～64歳	3年度	6	5	11
	2年度	2	2	4
65歳～70歳	3年度	1	0	1
	2年度	0	0	0
合計	3年度	12	12	24
	2年度	6	9	15

6 対応結果 虐待ありと判断したケースのみ

			見守り	助言・指導	施設入所等	対応継続	合計
人数	3年度	13	7	1	3	24	
	2年度	4	3	5	3	15	
主な障害種別	身体	3年度	1	2	0	1	4
		2年度	2	1	3	1	7
	知的	3年度	4	5	1	2	12
		2年度	0	2	0	2	4
	精神	3年度	8	0	0	0	8
		2年度	2	0	2	0	4

令和 4 年度 障害者福祉施策の概要

江戸川区福祉部障害者福祉課

障害者福祉予算額 240 億 6,022 万 7 千円 (令和 3 年度 226 億 826 万 6 千円)
前年度比 14 億 5,196 万 1 千円、6.4%増

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています。
今年度の障害者福祉に係る予算の内訳は、以下のとおりです。

1. 障害者手当等支給経費 《 26 億 5,342 万 8 千円 》
心身障害者福祉手当、特別障害者手当、難病患者福祉手当の支給など
2. 自立支援給付経費・地域生活支援事業経費 《 140 億 1,277 万 2 千円 》
介護給付費、訓練等給付費、地域生活支援事業（手話通訳、移動支援、巡回入浴、福祉タクシー券の給付、民間福祉施設への助成、住まいの改造助成等）など
3. 社会福祉施設費 《 34 億 2,416 万 3 千円 》
障害者施設の運営・維持管理経費など
4. 障害児支援給付等経費 《 32 億 5,393 万 4 千円 》
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援等の経費
5. 審査会関係経費 《 18,147 千円 》
障害認定審査会の運営経費
6. 心身障害者福祉事務費等 《 6 億 9,778 万 3 千円 》
職員の給与費・旅費・消耗品費等

【参考】江戸川区一般会計予算

2,849 億 4,100 万円 (令和 3 年度 2,777 億 6,100 万円) 前年比 2.6%増

主な取り組み

- 1 篠崎児童発達支援センターの開設（新規）
篠崎育成室を児童発達支援センターに指定し、指定管理者による運営を行う。
- 2 重度障害者に対応するグループホームへの助成（新規）
区内グループホームの重度心身障害者の受入れを促進するため、一定の基準を満たした区内事業者を支援する。
- 3 障害認定事務の ICT 化（新規）
障害認定審査関係事務に ICT を活用し、事務の効率化を図る。
- 4 遠隔手話サービスの導入（拡充）
遠隔手話サービスを導入し、本庁窓口において手話通訳を必要とする方の利便性向上につなげる。

令和4年度 精神保健対策の概要

江戸川区健康部保健予防課

精神保健対策予算額 3億3千938万4千円(3年度 3億3千700万4千円)
前年度比 238万円(0.7%増)

本区は、区民第一主義の徹底と「共育」「協働」の理念に基づき、健全財政を堅持しながら、いきいきとした生活のための健康・福祉の社会づくりを推進しています。

今年度の障害者福祉に係る予算の内訳は、以下のとおりです。

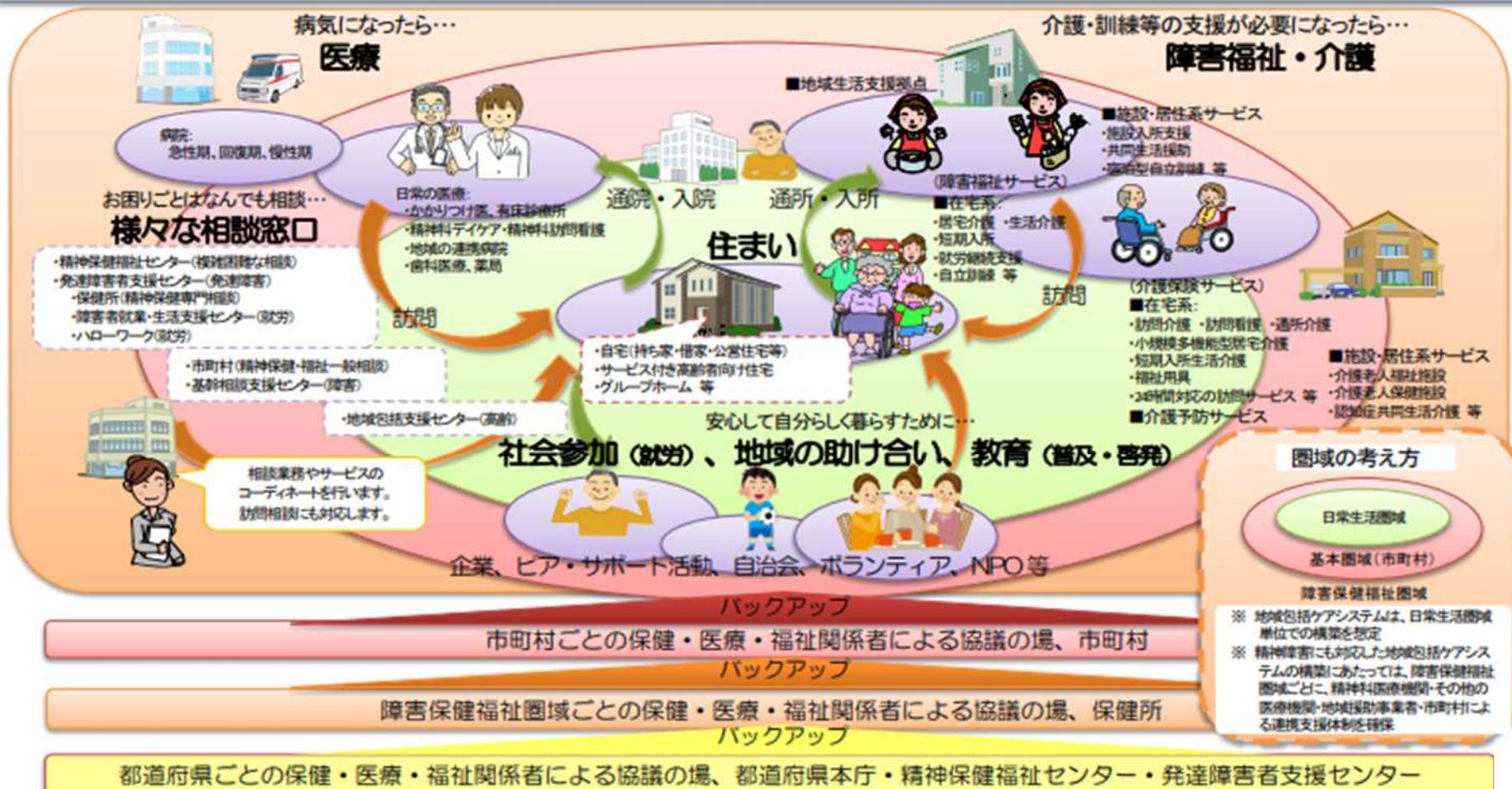
1. 精神保健相談費 《 3千689万8千円 》
精神障害者福祉手帳・自立支援医療、講演会等の普及啓発事業 など
2. 社会復帰指導費 《 3億19万7千円 》
社会復帰施設への運営費等補助事業、精神障害者の生活や社会復帰支援に係る委託料、心の交流スポーツ大会の実施、など
3. 社会復帰施設等維持補修費 《 228万円9千円 》
障害者施設の維持管理経費 など

主な取り組み

1. 精神障害者が地域で安心して暮らせる支援体制の構築
精神障害の特性に配慮した支援体制を確立していくため、地域の精神科医療機関や障害者支援事業所、行政機関等の関係者による精神保健福祉協議会等を開催
国が推進する「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け長期入院患者の退院促進、精神障害者が暮らしやすい地域社会の整備を推進
2. 普及啓発事業
精神障害をより多くの方に知っていただくため、精神保健講演会、ボランティア講演会、事業者研修会、不動産業者及び利用者に向けた一人暮らし講演会を開催
3. 社会復帰施設の充実
地域活動支援センターなどの強化を行い、社会資源の充実を図る
4. 障害者の活躍推進と社会復帰へ向けた取り組み
ピアサポーター育成事業を通し、障害者が活躍できる環境を整え社会復帰の支援強化を図る

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



障害者災害時支援バンダナ



障害者災害時支援バンドナ 参考例

自治体	越谷市	三郷市	町田市	稲城市
所管部署	障害福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	障害福祉課
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ・療育手帳OA・Aをお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者、視覚障がい者、その他障害者手帳をお持ちの方で情報を得ることや避難行動で支援が必要な方 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等（精神疾患や難病等含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害手帳をお持ちの方 ・障害福祉サービスや自立支援医療・難病などの医療費助成を受けている方
配布方法	所管部署窓口で障害者手帳を提示	所管部署窓口で配布	所管部署窓口及び地域の障がい者支援センターにて配布	所管部署窓口で配布
補足	作製枚数 令和2年度 700枚 令和元年度 800枚 平成30年度 810枚 平成29年度 380枚 平成28年度 360枚	記載内容 「目に障がいがあります」 「耳がきこえません」 「障がいがあります」 「手話ができます」	記載内容 「目が不自由です」 「耳が不自由です」 「身体が不自由です」 「支援が必要です」	記載内容 「耳が不自由です」 「目が不自由です」 「身体が不自由です」 「支援が必要です」